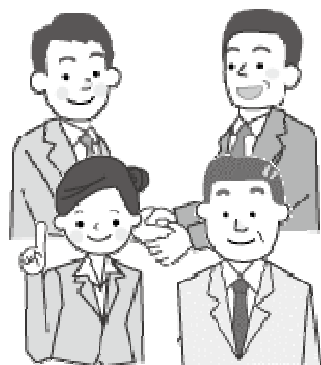


新ひだか町まちづくり自治基本条例

◆ 逐条解説 ◆



◆前文

わたしたちは、このまちに住み、このまちで働き、このまちで学ぶ全ての人々が、自らをまちづくりの主役として考え、行動し、心豊かに暮らすことのできるまちの実現をめざします。

わたしたちのまち新ひだか町は、太平洋を望み壮大な日高山脈に抱かれ、その豊かで美しい自然と町民のたゆまぬ努力によって培われた英知によって今日まで着実な発展を遂げてきました。

わたしたちには、先人が築き上げたこのまちの歴史や伝統、文化、産業を継承し、さらに輝きのある「ふる里 新ひだか」を次の世代へと引き継いでいく義務があります。

そのためには、自治の主役である町民、議会、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、互いを尊重し、協力し合いながらまちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、ここに新ひだか町のまちづくりの基本的な制度と運営の原則を明らかにするため、まちづくりの最も尊重すべき規範として、新ひだか町まちづくり自治基本条例を制定します。

【解説】

- ・ 前文とは、条例制定にあたっての想いや新ひだか町のまちづくりへの期待などを込めて条文の冒頭に置いているものです。内容的には「決意」に始まり、「認識」、「義務」、「方針」、「結び」の5段落の構成になっています。
- ・ 一段落目の「決意」では、まちづくりの主役が町民であることの自覚を持ち、自ら考え、行動することの決意表明をしています。
- ・ 二段落目の「認識」では、豊かな自然環境のもと、着実な発展を遂げてきた町の現状について再認識しています。
- ・ 三段落目の「義務」では、現代を生きる私たちの義務として、歴史や伝統などを継承し、ふる里を次代に引き継いでいくことを確認しています。
- ・ 四段落目の「方針」では、今後におけるまちづくりの方針として、町民・議会・行政が協力して取り組むこととしています。
- ・ 五段落目の「結び」では、まちづくりを進める上で最も尊重すべき規範として、この条例を制定することを定めています。

◆第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新ひだか町民憲章の精神のもと、まちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、町民の権利や責務並びに議会及び行政の責務を明らかにすることにより、それぞれが自らの役割を果たしながら、町民を主役とした協働のまちづくりを進めることを目的とします。

【解説】

- ・ 条例の必要性と制定の目的を明確にするため、この項目を設けています。
- ・ 価値観が多様化・複雑化するこれからの時代において、町民の皆さんからの色々な要望などを的確に捉え、効果的にまちづくりを進めていくためには、行政だけで物事に取り組むのではなく、町民の皆さんや議会の皆さんとともに考え、行動し、協力して取り組んでいくことが必要になってくると考えます。
- ・ そこでこの条例では、まちづくりの基本原則や行政運営の手法など、まちづくりを進める上での基本的ルールを定めるとともに、まちづくりの主役である「町民」と、町民の代表機関である「議会」そして「行政」の責務などを定め、それぞれが自らの役割を果たしながら、力を合わせて進めていく「協働のまちづくり」を実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住民票を有する人をいいます。
- (2) 町民等 町民及び町内に住んでいる人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業活動を営む人その他新ひだか町のまちづくりに関わる全ての人をいいます。
- (3) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道企業管理者をいいます。
- (4) 協働 自らの役割と責務を認識しながら、互いの立場を尊重し、協力して取り組むことをいいます。
- (5) コミュニティ 自治会、学校区、サークル活動その他の地域社会における様々な単位の中で活動する人の集まりをいいます。
- (6) 参画 参加するだけにとどまらず、まちづくりの施策に関する計画、実施、評価等の意思形成過程から主体的に関わり、行動することをいいます。

【解説】

- ・ 条例で使用する言葉のうち、説明を加える必要があると思われるものについて、その意味を解説しています。
- ・ 一つ目は「町民」です。この条例の中で「町民」とは、新ひだか町に住民票を置いている者を指す言葉として使うこととしています。
- ・ 二つ目は「町民等」です。まちづくりは、町内の企業などで働いている方や、町内の学校に通っている学生、町内で会社や団体などを運営する事業者など、まちづくりに関わりを持つ様々な方々によって進められていることから、これらの人々を幅広く含む言葉として使うこととしています。
- ・ 三つ目は「行政」です。行政とは、大まかにいうと「役場」のことですが、役場には町長だけではなく、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会など、様々な執行機関がありますので、それらを幅広く含む言葉として使うこととしています。
- ・ 四つ目は「協働」です。協働とは、相手の立場等を尊重しながら、ともに考え、協力して取り組むことをいいますが、まだ、一般的に理解されるところまで言葉が成熟していないことから、ここで解説しています。
- ・ 五つ目は「コミュニティ」です。コミュニティのうち、最も身近なものは自治会ですが、ここでは自治会だけではなく、ボランティア団体、NPOなど様々な単位の中で活動する人の集まりのことを広く含む言葉として使うこととしています。
- ・ 六つ目は「参画」です。参画とは、単に行事に参加するだけではなく、行事の企画段階から関わるようなこと、例えばイベントの開催にあたり、実行委員などの立場で企画段階から協議に加わるようなことを指しています。

(最高規範性)

第3条 この条例は、町が定める最も尊重すべき規範であり、まちづくりの全てにおいて趣旨を生かさなければなりません。

【解説】

この条例は、まちづくりの全てに共通するルールであることから、その趣旨を町民・議会・行政が十分に理解し、尊重して取り組んでいくことを明らかにしています。

◆第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 まちづくりは、次の基本原則に基づいて進めます。

- (1) まちづくりの主役は、町民であること。
- (2) 町民等、議会及び行政の協働により進めること。
- (3) 町民等、議会及び行政は、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (4) 創造性に溢れた特徴のある地域づくりをめざすこと。
- (5) 日高地方における中核的な役割を果たせるように努め、圏域全体の振興発展をめざすこと。

【解説】

- ・ まちづくりを進める上での基本原則として、5つの事柄を掲げています。
- ・ 一つ目は「主役は町民である」ということです。まちづくりに関する全ての物事は、町民を主役として考え、その利益のために進められなければなりません。
- ・ 二つ目は「協働により進める」ということです。町民・議会・行政がそれぞれの考えだけで物事を進めるようでは、より良いまちづくりはできませんので、この三者が協力して取り組んでいかなければなりません。
- ・ 三つ目は「人権を尊重する」ということです。心豊かな地域社会を形成するためには、全ての町民が互いに尊重しあうことが必要です。
- ・ 四つ目は「特徴のある地域づくりを目指す」ということです。地域の振興発展を果たすためには、先人が築きあげてきた伝統等を大切にしながらも、新たな発想や創意工夫を取り入れ、新ひだか町の魅力を生かした特色のある地域づくりを進めていかなければなりません。
- ・ 五つ目は「圏域全体の振興発展を目指す」ということです。まちづくりを進める上では、自分の町の利益だけを考えるのではなく、人口的にも、経済的にも日高管内で最も大きな町として、管内全体を引っ張っていけるような役割を果たしていかなければなりません。

第3章 コミュニティ

(コミュニティ)

第5条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 町民等、議会及び行政は、様々なコミュニティを互いに支え、その活動を尊重します。

【解説】

誰もが明るく、心豊かに暮らしていける地域社会をつくるためには、地域の福祉向上、健康の増進あるいは安全・安心の確保など、様々な場面において自治会などのコミュニティが中心となって活動していくことが重要です。

このため、コミュニティの責務を定めるとともに、その活動が将来的に引き続き行われるよう、町民・議会・行政がその活動を支えていくことを定めています。

第4章 情報の共有

(情報共有)

第6条 町民、議会及び行政は、互いに必要な意見交換や情報提供を行い、共通認識のもとにまちづくりが進められるよう、情報共有に努めます。

【解説】

より良いまちづくりを進めるためには、町民・議会・行政が共通の認識で物事を考え、取り組んでいくことが重要です。

このため、まちづくりに関して必要な情報は、懇談会などの意見交換の場を通じ、積極的に共有していくことを定めています。

(情報提供)

第7条 議会及び行政は、まちづくりに関する情報を積極的かつ解りやすく町民に提供します。

【解説】

町民が積極的にまちづくりに参画するためには、まちづくりの課題等を正しく伝えることが重要です。

このため、議会と行政は、町議会だよりや町広報誌などの手段を用いて、まちづくりに関する情報を町民に提供していくことを定めています。

(情報公開)

第8条 議会及び行政は、まちづくりに関する透明性を確保するため、町民等からの求めに応じ、その保有する公文書の公開に努めます。

【解説】

まちづくりへの町民の参加・参画を促進するためには、行政の透明性を確保することが重要であることから、議会や行政が保有する公文書の公開に努めることを定めています。

(個人情報保護)

第9条 議会及び行政は、情報提供及び情報公開にあたっては、個人の権利利益が侵害されることのないよう、個人に関する情報を適正に管理します。

【解説】

町民・議会・行政の間で活発な情報共有が行われ、共通の認識でまちづくりに取り組むことは大切ですが、これにより他人に知られたくないような個人の情報などが流出するようなことがあっては、互いの信頼は崩壊してしまいます。

このため、議会や行政が情報提供や情報公開を行う場合には、個人のプライバシーが侵害されることのないように、情報を適切に管理することを定めています。

第5章 町民等

(町民等の権利)

第10条 町民等は、まちづくりに参加し、又は参画することができます。

2 町民等は、地域において自主的にコミュニティ活動や公益活動等を行うことができます。

3 町民等は、まちづくりに関して必要な情報を知ることができます。ただし、法律や他の条例などにより公開することができないこととされている情報については、除きます。

【解説】

- ・ 町民等が積極的にまちづくりに参画していくためには、その前提として、町民がまちづくりに関してどんな権利を有しているのかを認識することが重要です。このため、町民の権利として、3つの項目を定めています。
- ・ 1つ目は「参加し、又は参画する権利」です。

町民等は、まちづくりに参加し、又は参画することができます。

参画とは、単に行事等に参加するだけでなく、まちづくりに関する各種施策に係る企画・運営などにも関わっていくことです。
- ・ 2つ目は「コミュニティ活動や公益活動等を行う権利」です。

これら活動には様々なものがありますが、町民等が自らの意志に基づいて自主的にコミュニティ活動等を選択し、これを行うことができます。
- ・ 3つ目は「知る権利」です。

町民等は、まちづくりへの参画に必要な情報を知ることができます。

ただし、法令等に反しない範囲での公開となります。

(町民の責務)

第11条 町民は、自らが町の主役であることを認識し、様々な機会を通じて、積極的にまちづくりに参加し、又は参画するよう努めます。

2 町民は、互いを尊重し、協力してまちづくりを進めます。

3 町民は、公共の利益を念頭に置き、まちづくりに関する自らの発言と行動に責任を持ちます。

【解説】

- ・ より良いまちづくりを進めるためには、権利を主張するばかりではなく、一定の責務を果たしていかななくてはならないことから、ここではまちづくりを進める上で、町民が何を果たすべきなのかを定めています。
- ・ しかし、町民には様々な生活形態や事情があり、必ずしも責務を果たせる状況にあるとは限らないため、ここでいう「責務」とは、「強制」ということではなく、それぞれが可能な範囲で果たしていただきたい役割としています。

第6章 議会

(議会の責務)

第12条 議会は、町の意思決定機関であることを認識し、公平、公正かつ誠実に審議を行うとともに、行政運営が適切に行われるよう、これを監視し、又は評価します。

2 議会は、まちづくりの主役が町民であることを念頭に置き、議会活動の状況等を積極的に町民に知らせるとともに、町民からの意見、要望等の把握に努めます。

3 議会は、地域課題の解決等のため、積極的な調査研究活動を行い、政策形成機能の充実を図ります。

【解説】

- ・ 議会の責務として、3つの項目を定めています。
- ・ 1つ目は「行政の監視・評価」です。

議会は、町民の信託に基づいた二元代表制の一翼を担う機関として、行政とは独立・対等な関係に立ち、使命を果たしていかなければなりません。

このため、行政運営が適正に行われているのかを常に監視するとともに、これを評価しながら職務を遂行することを定めています。
- ・ 2つ目は「町民への情報提供と意見聴取」です。

議会は、町民の代表機関ですので、職務執行にあたっては町民の声を把握することが重要です。

このため、議会活動等の内容を積極的に町民に知らせるとともに、町民からの意見等の聴取に努めることを定めています。

- ・ 3つ目は「政策形成機能の充実」です。

地方分権時代において、議会に求められる役割は益々大きくなっていくものと考えられます。

このため、議会は、行政からの提案を審議するだけでなく、議会自らが考え、政策を立案できる能力の向上にも努めることを定めています。

(議員の責務)

第13条 議員は、自らが町民の代表であることの自覚を持ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、自らの考えを町民に明らかにするとともに、町民からの意見、要望等の把握に努めます。

3 議員は、自己研鑽に努め、広い視野と長期的な展望をもって職務を遂行します。

【解説】

議員は、選挙で選ばれた町民の代表として、町民の声を議会の場に届け、より良いまちづくりが進められるよう、自らの使命を果たしていかなければなりません。

このため、議員がその職務を遂行するにあたっては、町民が何を考え、何を望んでいるのかを積極的に把握するとともに、まちづくりに関して自らの理念をしっかりと持ち、それを町民に伝えていくことなどを定めています。

第7章 行政

(町長の責務)

第14条 町長は、町の代表としての自覚を持ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 町長は、町の将来について明確な展望や方針を持ち、これを町民に明らかにするとともに、自らのリーダーシップを最大限に発揮して、まちづくりに取り組みます。

3 町長は、町民からの意見、要望等の把握に努めるとともに、これを適正に判断してまちづくりを進めます。

4 町長は、職員を指揮監督し、まちづくりを着実に進めるとともに、将来にわたって安定的に行政運営が図られるよう、職員の能力向上に努めます。

【解説】

町長は、町の代表として、町の将来に明確なビジョンを持ち、町民の利益のためにその使命を果たしていかなければなりません。

このため、まちづくりを進めるにあたっては、この町をどんな町にしてい
くのか、そのためにどんな施策を講じていくのか、町長としての考えを町民
に明らかにしながら、意見や要望等の把握に努めるとともに、町職員を適切
に指揮監督し、まちづくりを着実に前進させていくことを定めています。

(就任時の宣誓)

第15条 町長は、就任に当たり、この条例を遵守してまちづくりを進めるこ
とを誓います。

2 前項の規定による宣誓は、原則として就任後最初の議会において行うこと
とし、宣誓の方法その他の具体的事項については、町長が別に定めます。

【解説】

宣誓行為自体には何の法的効果もありませんが、町の代表である町長が、
その就任にあたって宣誓行為を行うことで、町長自身はもちろんのこと、町
民や議会の皆さんがこの条例を最も尊重すべき規範として再認識する機会と
なり、まちづくりへの参画意識の向上にもつながるものと考えています。

(職員の責務)

第16条 職員は、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民の目
線で物事を考え、質の高い行政サービスの提供に努めます。

2 職員は、自らも地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加し、協働
によるまちづくりの実践に努めます。

3 職員は、行政の専門職として、職務の遂行に必要な知識の習得及び自己研
鑽に努めます。

【解説】

職員は、町長の指揮監督のもと、公平、公正に職務を遂行することはもち
ろんのこと、自らも地域の一員であるという意識を持って、まちづくりへの
参画に努めることを定めています。

(町民投票)

第17条 町長は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、直接、町民の意思を確認する必要があると判断したときは、条例で定めるところにより町民投票を行うことができます。

2 議会及び行政は、町民投票の結果を尊重します。

【解説】

- ・ この条例が目指すまちづくりは、議会・行政が町民からの意見等の把握に努めながら、共に考え、行動し、協力して取り組んでいくものであるため、そこで得られるまちづくりの方向性等は、原則として町民の意志を反映したものになると考えます。
- ・ しかし、町の将来に重大な影響を及ぼす事項については、時には町民の意見が二分したり、通常の議論では一つの方向性を導き出すことが困難な場面もあると考えられることから、町長が、直接町民の意思を確認する必要があると判断した場合には、町民投票という手法をとることができることとしています。
- ・ なお、町民投票を実施する場合は、条例で「投票者の範囲」や「投票の方法」等の詳細事項を定めることを義務付けています。

(行政運営の基本方針)

第18条 行政は、町民及び議会との十分な情報共有と合意形成を図りながら、公正かつ円滑にまちづくりを進めます。

2 行政は、計画、実施、評価等のしくみを相互に連携させながら、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるとともに、常に改善の意識を持ち、必要な行財政改革に取り組みます。

【解説】

- ・ 行政運営上の基本的事項として、2つの項目を定めています。
- ・ 1つ目は「情報共有と合意形成」です。
町民・議会・行政の3者が力を合わせてまちづくりを進めていくためには、共通の認識のもとに協議・検討が行われることが大切であり、関係者の合意のもとに物事が進められることが望ましいことから、町民や議会との情報共有と合意形成を図りながらまちづくりを進めることとしています。
- ・ 2つ目は「計画、実施、評価等のしくみ」です。
限られた財源の中、効果的なまちづくりを進めていくためには、計画的

に物事を組み立てて進めることが大切であります。また、既に実施している事務事業であっても、時の流れとともにその必要性なども変化していることがあることから、定期的な見直しを行うことも重要であります。

このため、まちづくりを進めるにあたっては、計画・実施・評価という手順を基本としながら、必要な改革等を行っていくこととしています。

(総合計画等)

第19条 行政は、総合計画をはじめとする各種計画に基づき、総合的かつ計画的に各種施策を進めるとともに、当該計画の作成にあたっては、市民からの意見等が反映されるよう、意見聴取等に努めます。

【解説】

各種施策を効果的に展開するためには、将来的な目標等を持ち、そのための手段等を明らかにしながら進めていくことが重要であることから、まちづくりを進めるにあたっては、各種計画に策定して計画的に進めることを定めています。

(財政運営)

第20条 行政は、中期的又は長期的な財政見通しのもと、総合計画等及び行政評価を踏まえた予算編成を行うとともに、財政計画等を策定し、計画的で健全な財政運営に努めます。

【解説】

市民サービスを安定的かつ効果的に提供するためには、安定した財政基盤を構築することが重要であることから、財政運営にあたっては、中長期的な展望に立ち、計画的に進めることを定めています。

(行政評価)

第21条 行政は、各種施策の推進にあたっては、社会情勢や市民ニーズの変化、費用対効果等の視点をもって、事前又は事後の行政評価を行い、その目的、成果等を点検しながら、効率的かつ効果的に進めます。

【解説】

第18条第2項で掲げた「評価」の具体的な手法として、各種施策に事前、事後の評価を行うことを定めています。

(町民の参画)

第22条 行政は、まちづくりの重要施策に係る計画、実施及び評価にあたっては、町民が自発的にこれらに参画することができるよう、必要な仕組みづくりに努めます。

2 行政は、町民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めます。

【解説】

協働のまちづくりを実現するためには、町民がまちづくりに参画することが重要であることから、町民が自発的にまちづくりに参画できるような仕組みと参画しやすい環境づくりに努めることとしています。

(説明責任)

第23条 行政は、各種施策の実施にあたっては、その内容、効果、必要性、妥当性等を整理し、町民及び議会に対し、説明責任を果たします。

【解説】

行政運営にあたっては、施策や事業の内容や効果、必要性などを明確にすることが重要であることから、各種施策の実施にあたっては、町民や議会に対する説明責任を果たしていくことを定めています。

(行政手続)

第24条 行政は、町民の権利及び利益の保護を図るため、処分、行政指導、届出等の行政手続に関する統一的な基準を定め、公正の確保と透明性の向上を図ります。

【解説】

行政手続の方法等が部署によって違ったり、不公平な扱いを受けることのないよう、統一的な基準に基づいて手続きを進めることを定めています。

(組織及び人事)

第25条 行政は、社会情勢の変化や様々な地域課題に柔軟かつ迅速に対応することができるよう、効果的な組織体制を確立します。

2 行政は、職員研修や人事異動等を計画的に行い、職員に様々な経験等をさせることにより、職務に必要な能力の向上に努めます。

【解説】

めまぐるしく変化する社会情勢や様々な地域課題に柔軟かつ迅速に対応していくことができるような行政組織を確立するとともに、最小の人員で最大の効果を発揮することができるよう、効率的な人員配置や職員能力の向上を図っていくことを定めています。

(広報及び広聴)

第26条 行政は、町広報やホームページ等を活用し、まちづくりに関する情報を積極的かつ解りやすく町民に伝えます。

2 行政は、町民からの意見聴取や意見交換の機会を積極的に設け、町民からの意見、要望等の把握に努めます。

【解説】

まちづくりへの町民の関心を高めるためには、まちづくりに関する情報を積極的かつ解りやすく町民に伝えるとともに、町民からの意見聴取等に努めることが重要であることから、町広報やホームページなどを積極的に活用し、情報提供等を行っていくことを定めています。

第8章 安全、安心

(安全及び安心の対策)

第27条 町民及び行政は、町民等が安全で、安心して生活を送ることができるよう、日頃から地域における支援力（緊急時等において、町民同士が互いに助け合うことができる環境や知恵をいう。）及び受援力（ボランティア等の支援を受け入れる環境や知恵をいう。）の向上に努めます。

2 町民等は、自らの生命や財産を守るため、災害等の発生に備えるとともに、日頃からの防災に対する意識を高め、地域における協力体制の構築に努めます。

3 コミュニティは、行政と協力連携し、地域の安全と安心を守るため、それぞれの分野において必要な役割を果たすよう努めます。

4 行政は、災害等の発生に備え、危機管理体制を構築するとともに、町民等やコミュニティによる自主的な活動を支援し、あらゆる危険から生命と財産を守ることができるよう、万全の対策を講じます。

【解説】

- ・ 災害のみならず、身に降りかかる様々な危険を回避するためには、「自分の身は自分で守る」という自己管理・自己責任が基本となりますが、身体的理由や危険の規模等によっては、一人の力ではどうにもならない場面も多くあると考えます。
- ・ このため、あらゆる危険から生命と財産を守り、安心して生活を送ることができるよう、町民同士が互いに助け合うことはもとより、地域コミュニティやボランティアなどの支援を効果的に受け取ることができるような体制や環境づくりを進め、危機管理体制の整備に努めることを定めています。

第9章 連携、協力等

(連携及び協力)

第28条 行政は、適切な役割分担のもと、国や北海道と対等な立場で相互の連携及び協力を推進します。

2 行政は、広域的な課題解決や地域の相互発展のため、近隣自治体と積極的に連携又は協力しながら、効果的なまちづくりを進めるとともに、圏域における調和及び協調に努めます。

3 行政は、他の自治体が災害その他の事情により危機的な状態に陥った場合には、可能な限りの支援及び協力を行います。

【解説】

効果的なまちづくりを進めるためには、広域的な視点で物事を進めることも大切であることから、国や北海道、近隣自治体などと連携しながらまちづくりを進めていくことを定めています。

(交流)

第29条 町民、議会及び行政は、姉妹都市をはじめ、国内外に住む様々な人々とのつながりを大切にし、経済、教育、文化、スポーツその他あらゆる分野における活動や交流を通じて、その知恵や考えを学び、これをまちづくりに活かしていきます。

【解説】

他の地域との交流を通じてその考えや知恵を学ぶことは、新たな発見や魅力の発掘につながることから、姉妹都市をはじめ、国内外に住む様々な人々

との交流を図っていくことを定めています。

第10章 条例の評価及び見直し

(条例の評価及び見直し)

第30条 町長は、この条例に定められた事柄が、社会情勢や町民ニーズに適合しているかどうかを定期的に評価し、見直しを行うため、自治基本条例評価委員会を設置します。

2 町長は、この条例の評価に町民からの意見、要望等が反映されるよう、必要な措置を講じます。

【解説】

この条例は、制定することだけを目的としているものではなく、この条例に基づいて、具体的にまちづくりを進めていくことが目的となるので、この条例の内容が、社会情勢や町民が望むことなどに適合しているかどうかを定期的に点検し、見直し等必要な措置を講じていくことを定めています。